のとみなすものとする。

6　前二項の規定において、当該個別格付が当該エクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付に対応する格付区分を用いてはならない。

7　再保険契約に係るエクスポージャーの格付区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に属するものとする。なお、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合は、無格付とする。

一　当該エクスポージャーの債務者が財務力格付（債務者の財務基盤又は保険金支払能力に関する格付をいう。以下この号において同じ。）を付与されている場合　当該財務力格付の格付区分

二　当該エクスポージャーの債務者が債務者信用力格付を付与されている場合であって、当該エクスポージャーが他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき（前号に掲げる場合を除く。）　当該債務者信用力格付の格付区分

8　報告保険会社等は、格付区分の判定に用いようとする格付が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該格付を用いてはならない。

一　格付が保険会社等（ただし、連結ベースの計算を行う場合にあっては、連結子会社等以外の子会社等を含む。）による保証その他これに類するものを考慮している場合

二　格付における評価の対象が元本又は利息のいずれかのみであって、保険会社等の保有するエクスポージャーが元本及び利息に及ぶ場合その他の格付における評価の対象が当該エクスポージャーと異なる場合

三　格付が広く一般に対して提供されていない又は閲覧に供されていない場合

（その他の一般原則）

第五条　報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、基準日と連結子会社等の事業年度の末日（中間期末にあっては、中間会計期間の末日とする。以下この項及び次項において同じ。）との差異が三月を超えない場合は、当該連結子会社等に係る計算において当該連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎とすることができる。

2　この告示における計算に当たっては、基準日時点の為替レートを用いて日本円に換算するものとする。ただし、前項の規定により、連結子会社等に係る計算を連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎として行う場合にあっては、当該連結子会社等に係る計算に当たって、当該連結子会社等の事業年度の末日時点における為替レートを用いて日本円に換算するものとする。

3　この告示における計算に当たっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象として次の各号に掲げるものは、計算に反映しないものとする。

一　単体ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された貸借対照表が含まれる計算書類（外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、法第百九十六条第三項に規定する書類及び附属明細書）に反映されていないもの。

二　連結ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等及び持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下同じ。）が適用される子会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された連結貸借対照表が含まれる連結計算書類に反映されていないもの。

4　外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、この告示における計算に当たって、日本における業務を計算の対象とするものとする。

第二節　連結の範囲等

（連結の範囲）

第六条　報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、連結貸借対照表において連結の範囲に含まれる子会社等及び金融子会社（報告保険会社等の子会社であって、報告保険会社等が保険会社である場合にあっては法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第十八号に掲げる会社、保険持株会社である場合にあっては法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社並びに法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。）のうちソルベンシー・マージン比率に重要な影響を与える子会社を連結の範囲に含めるものとする。

2　連結貸借対照表において連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキームへの投資は、個別又は総体としてグループ全体の健全性に重要な影響を及ぼす場合に連結の範囲に含めるものとする。

3　保険会社等が組成した証券化商品は、別表一に掲げるものに限り、連結の範囲から除くことができる。

（保険事業と非保険事業）

第七条　連結ベースの計算に当たって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等は、保険事業と非保険事業に分類するものとする。

2　前項の保険事業には、保険会社等又は持分法が適用される子会社若しくは関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。第百四十八条第一項第一号ロにおいて同じ。）であって、次の各号に掲げるものを分類するものとする。ただし、報告保険会社等は保険事業に分類されるものとする。

一　法第百六条第一項第一号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号に規定する生命保険会社

二　法第百六条第一項第二号又は第二百七十一条の二十二第一項第二号に規定する損害保険会社